

一、被告人毛利喜八同和田實同西川吉藏同中村勘三郎は警察官と格闘し或は警察自備車を襲ひて其の運転を妨げ或は投石する等他人に卒先して勢力を助け

二、舞爾餘の被告人は何れも前述の如く警察官の解散命令に従はず被束せられんとする中投石、其他の暴舉に出ても反抗し以て警察官の職務執行を妨害し金田警部補は出所詰巡査中島繁實外六名に對し疾病休養五日乃至十日を要する傷害を加へたり

以上の事實は刑法第六條第二三號第九十五條第一項第二百四條第五十四條に該當し公判に付するもに足るべき犯罪の嫌疑あるを以て刑事訴訟法第三百十二條に従ひ主文の如く決定す。

昭和七年三月五日

福岡地方裁判所小倉支部

豫審判事 水町 新三

右謄本也

即日於前同座

裁判所書記 近藤 廣 繪